

おかげさまで 開業12周年 ありがとうございます

地引労務管理事務所

事務所便り 2020年9月号

8月はこれまで経験したことのないコロナ禍での夏でしたが、猛暑日が続き、特に熱中症への注意を強めていたのではないのでしょうか。私は人との接触を最小限にすべく、極力外出を控えてエアコンの使った事務所での事務作業が多かったせいか、気温等の記録ほどに猛暑の日々を感じませんでした。

弊事務所では東京都の新型コロナウイルス感染症拡大防止徹底宣言をいたしました。Zoomでのリモート対応もしておりますが、やはり直接対面でお会いする事は信頼関係を深めるには大事であると実感しております。企業訪問の際はマスク着用や手指の消毒等の感染防止対策をこれからも徹底いたします。

これから台風シーズンと残暑で、行動が気候に左右されそうですが、体調を整えて乗り切りましょう。

9月のトピックス

- ・ 東京都の地域別最低賃金について
- ・ 雇用調整助成金の特例延長について
- ・ 厚生年金の標準報酬月額の上限引上げについて

東京都の地域別最低賃金について

東京都最低賃金（地域別最低賃金）の改正につきましては、東京労働局長から東京地方最低賃金審議会に対し、諮問を行いました。同審議会は、審議の結果、東京都最低賃金時間額1,013円については、現行どおりとすることが適当である旨の答申がなされました。これを受けて東京労働局長は、答申内容の公示等所要の手続きを経て、東京都最低賃金を1,013円とする決定を行いました。

雇用調整助成金の特例延長について

9月末に期限を迎える雇用調整助成金の特例措置、緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（以下「雇用調整助成金の特例措置等」）については、本年12月末まで延長されることになりました。そのうえで、感染防止策と社会経済活動の両立が図られる中で、休業者数・失業者数が急増するなど雇用情勢が大きく悪化しない限り、雇用調整助成金の特例措置等は、段階的に縮減を行っていきます。

厚生年金の標準報酬月額の上限引上げについて

厚生年金保険の標準報酬月額の上限が現在の62万円（第31級。月収60.5万円以上の人を対象）から、9月以降、新たに65万円（第32級。月収63.5万円以上の人を対象）に引き上げられます。これにより保険料の上限は月額11万3,460円から11万8,950円になります。

地引労務管理事務所

東京都小平市美園町 2-21-15-204

E-MAIL: jibiki@jibiro.info

URL: <http://jibiro.info/>

TEL/FAX: 042-343-1363

移動オフィス: 090-2907-3545